

# 北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおける eラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規

(平成 24 年 3 月 5 日制定)

(趣旨)

**第 1 条** 北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター（以下「センター」という。）において作成する eラーニングコンテンツの著作権等の取扱いについては、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この内規において「eラーニングコンテンツ」とは、北海道大学（以下「本学」という。）の教員が行う講義を、第 4 条第 1 項の規定によりセンターが著作者（eラーニングコンテンツ作成の対象となる講義を担当する本学の教員をいう。以下同じ。）の許諾を得て撮影し、当該撮影した内容を編集した動画、写真、音声、テキスト形式等のデータを含む教材をいう。

(管理者)

**第 3 条** センターに、eラーニングコンテンツを一元的に管理する者（以下「管理者」という。）を置き、センターの eラーニング教育責任者をもって充てる。

(許諾)

**第 4 条** センターは、著作者に eラーニングコンテンツの作成及び使用を申し出て、当該著作者の許諾を得た場合には、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 講義の撮影並びに撮影した内容及び講義で配布した資料の編集
- (2) 講義の内容及び講義で配布した資料の翻訳
- (3) eラーニングコンテンツの配信
- (4) バックアップを目的とした CD-ROM, DVD-ROM, フラッシュメモリ等の電磁的記憶媒体への eラーニングコンテンツの複製
- (5) eラーニングコンテンツの学生等への、視聴の許可及び履修利用の許可
- (6) その他著作者及びセンターの双方が eラーニングコンテンツの作成及び使用に必要と認めた事項

2 前項第 1 号の編集は、次条に規定する著作者の校正に基づく編集に限る。ただし、eラーニングコンテンツの全部又は一部が第三者の著作権、肖像権等を侵害しているおそれがあると管理者が判断した場合には、著作者の同意を得ることなく必要な範囲で編集を行うことができる。

3 第 1 項の許諾を行うに当たって、著作者と管理者は、別に定める eラーニングコンテンツの作成及び使用に関する確認書を作成するものとする。

(校正)

**第 5 条** センターは、eラーニングコンテンツを作成するに当たっては、著作者の校正を受けるものとする。

2 前項の規定により校正を行う著作者は、自己の eラーニングコンテンツが第三者の著作権、肖像権等を侵害しないよう適切に校正を行わなければならない。

3 著作者は、校正を行った後に、自己の eラーニングコンテンツが第三者の著作権、肖像権等を侵害するおそれがあると認めたときは、速やかに管理者に報告しなければならない。

4 前項の報告があった場合には、センターと著作者は相互の協力の下、当該第三者から利用許諾を得る、eラーニングコンテンツの該当部分を削除する等の適切な措置を講じるものとする。

(期間)

**第 6 条** 第 4 条第 1 項に定める許諾期間は原則として無期限とする。ただし、同条同項第 5 号に規定する履修

利用の許可に係る許諾期間については、著作者が本学に在職する期間とし、著作者が退職した日をもって、許諾期間が終了するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、著作者が一定の許諾期間を定めることを希望する場合には、別紙様式により管理者に申し出ることにより、許諾期間を定めることができるものとする。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、著作者が退職した後、当該著作者の後任の講義担当者が、当該著作者のeラーニングコンテンツの学生等への履修利用を希望し、かつ当該著作者の同意を得た場合には、別紙様式により管理者に申し出ることにより、当該著作者の退職後も引き続き履修利用を許可できるものとする。

(視聴及び履修利用)

**第7条** 第4条第1項第5号の規定に基づきセンターがeラーニングコンテンツの視聴を許可することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本学の学部学生、大学院学生、聴講生、科目等履修生、研究生及びインターンシップ研修生

(2) 本学と学術交流協定を締結した大学（外国の大学を含む。）の学生

(3) その他著作者とセンターの双方が、eラーニングコンテンツを視聴させることが適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、著作者が視聴者の範囲を制限したい場合には、別紙様式により管理者に申し出ることにより、視聴者の範囲を制限することができる。

3 第4条第1項第5号の規定に基づき、センターが履修利用を許可することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本学の社会人大学院学生、科目等履修生及び特別聴講生

(2) 本学大学院工学院及び情報科学研究科の学生（前号に掲げる者を除く。）のうち、通常の授業に出席困難な特別な事情があると指導教員及び科目担当教員が認めたもの

4 視聴の許可、及び履修利用の許可の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(著作権侵害等に対する措置)

**第8条** eラーニングコンテンツに関する著作権侵害等による訴訟等が発生した場合には、センターは著作者に対し事務的な支援を行い、協力してこれに対処するものとする。

(個人情報)

**第9条** 著作者又はセンターがeラーニングコンテンツの作成において取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程（平成17年海大達第65号）その他の関連法規に基づき適正に取り扱わなければならない。

(移転)

**第10条** 著作者は、自己が行った講義にかかる著作権が第三者に移転する場合には、この内規に規定する自己の権利及び義務を当該第三者に承継させなければならない。

(事務)

**第11条** eラーニングコンテンツの著作権等の取扱いに関する事務は、教務課工学系教育研究センター事務室において処理する。

(その他)

**第12条** この内規に定めるもののほか、eラーニングコンテンツの著作権等の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この内規は、平成24年3月5日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

管 理 者 殿

著作者

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（自筆の場合は押印不要）

申出者（著作者と同一の場合は記載不要）

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（自筆の場合は押印不要）

- eラーニングコンテンツに関する
1. 許諾期間設定
  2. 許諾期間延長 申出書
  3. 視聴者の範囲変更

北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおけるeラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規（ 1. 第6条第2項 2. 第6条第3項 3. 第7条第2項 ）の規定に基づき，下記の通り申し出ます。

記

※申し出る項目番号に丸を付けてください。（下線部は記載例です。）

1. 現在，第6条第1項の規定により無期限として取り扱われている許諾期間を，（ 〇〇年〇〇月〇〇日まで ）に変更願います。
2. 著作者の退職により許諾期間が終了している履修利用の許可について，（ 許諾期間を定めない旨 ）著作者の同意を得ましたので，許諾期間を延長願います。
3. 視聴者の範囲について（ 第7条第1項第2号における外国語圏の学生を除いていただくよう ）変更願います。（理由：専門性に特化しており特別な英訳をしなければ内容が適切に伝わらないと考えられるため）